

平成20年度五所川原市立市浦小学校 消防計画

名 称 五所川原市立市浦小学校
現 在 地 五所川原市相内字岩井85番地1
所 有 者 五所川原市
防火管理者 木村 洋志

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は市浦小学校における防火管理の徹底を期し、もって火災その他の災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

(諸規定との関係)

第 2 条 前条の目的を達成するため、防火管理について必要な事項は別に定める場合のほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 防火管理機構

(防火管理委員会)

第 3 条 防火管理について諮問機関として防火管理委員会を設ける。

(委員会の編成)

第 4 条 委員長には校長があたり、委員には防火管理者、教務主任、保健主事の他、防火管理について必要な各部門の責任者をもって構成し、委員長がこれを委嘱する。

(委員会の任務)

第 5 条 防火管理委員会の任務は次による。

- 1 消防計画並びに実践についての審議
- 2 防火に関する諸規程の制定
- 3 消防用設備の改善強化
- 4 防火上の調査、研究、企画
- 5 防火意識の普及及び高揚
- 6 その他防火に対する根本的対策

(委員会の開催)

第 6 条 委員会の開催は定例会と緊急会の2種とする。

- 1 定例会が年3回学期始めに開催するものとする。
- 2 緊急会は防火上緊急重要事態が生じたとき、委員長がこれを召集する。

(委員会の運営)

第 7 条 防火管理委員会の運営についての必要事項は、委員長の承認を得て別に定めることができる。

(防火管理責任組織)

第 8 条 常時の火災予防について、徹底を期するため防火管理者をおき、その下に火元責任者をおく。

- 1 消防用設備、避難設備その他火気使用設備について、適正管理と機能保持のため点検検査を行わせるものとする。
- 2 前事項による組織及び任務分担は、別に定めるところによる。(別表1)

(自衛消防組織)

第 9 条 火災その他事故発生時に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。

- 1 前項による組織及び任務分担は、次に定めるところによる。(別表2)

第 3 章 火災の予防

(自主検査)

第 10 条 火災予防の自主検査は定期的に行うものとする。

(改善措置並びに記録の保持)

第 11 条 前条に基づく改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防火管理者に報告すること。

- 1 点検結果は、その都度別に定める検査表及び維持台帳に記録保存する。(臨時火気使用)

第 12 条 校内の建物内外において臨時に火気を使用する場合は、防火管理者に届け出て、消火器又は満水のバケツ等を準備して使用すること。

第 13 条 敷地内外において建築物を建築しようとするとき、あるいは大量の危険物の搬出入又は危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を新設、移転、改修等をする場合は、防火管理者に連絡すること。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第 14 条 敷地内諸設備について、火災警報発令下その他の事情により火災発生の危険又は人命安全上の危険が切迫していると認めるときは、防火管理者はその旨を校内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は火気使用等の中止又は危険な場所への立入禁止を命ずることができる。

第 4 章 災害防御

(防 御)

第 15 条 敷地内外に火災発生又はその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、第6条に定める自衛消防組織の編成に基づき、担当任務を遂行するものとする。

第 5 章 教育訓練

(防火教育)

第 16 条 職員は進んで防火に関しての教育を受け、防火管理の完璧を期するよう努力するものとする。

(消防訓練)

- 第 17 条** 有事に際し被害を最小限度にとどめるため、消防訓練によって技術の錬磨を図るものとする。実施基準は次による。
- (1) 基本訓練 消火、通報、避難等の部分的な基礎訓練を行う。
 - (2) 総合訓練 部分訓練を総合的にまとめて行う訓練を行う。

第 6 章 消防機関との連絡

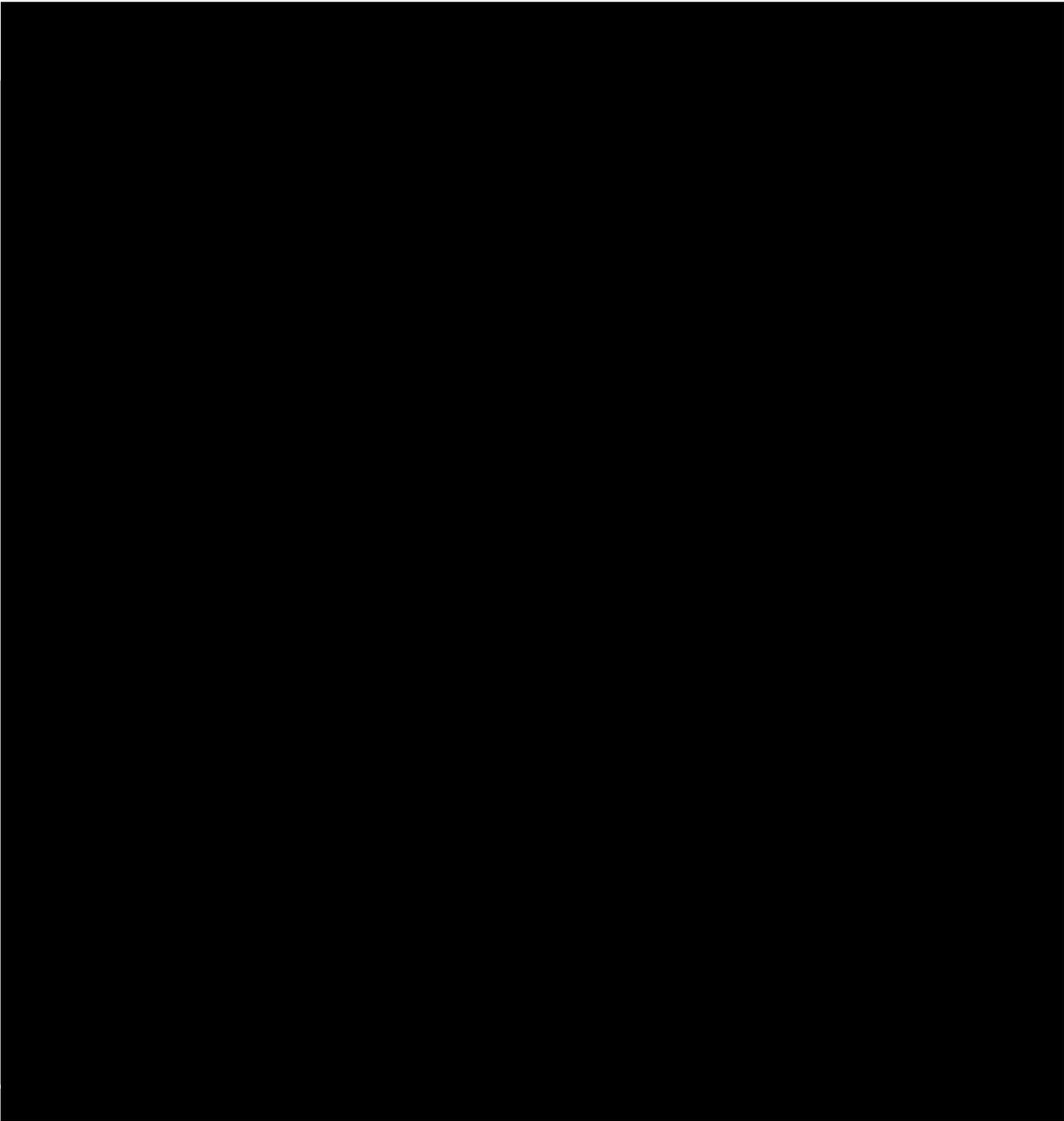
(連絡事項)

- 第 18 条** 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。連絡事項は次による。
- (1) 消防計画の提出（改正の際はその都度）
 - (2) 査察の要請
 - (3) 教育訓練指導の要請
 - (4) 建物、諸施設の使用変更時の事前連絡、法令に基づく諸手続の促出
 - (5) その他防火管理についての必要事項

※ その他の防災計画

- 詳細については避難訓練計画による。(保健安全指導部)
- 冬期間のストーブの取り扱いについて
 - ☆ストーブの操作は、職員が行う。
 - ☆点火・消火は使用する職員が責任を持って行う。
 - ☆職員は、勤務が終了し退校する前に、火元責任の教室を巡回し、安全を確認する。
- 職員は、退勤前に火元責任の担当場所を巡回し、戸締まり、火気、電気等の安全を確認する。

【別表1】 防火管理組織編成表



【別表2】 自衛消防組織編成表

係	氏 名	火災時の任務の概要	地震時の任務の概要
指 揮	校 長	1 自営消防隊の指導	1 左に同じ
通 報 連 絡	教 頭	1 消防機関への通報及びその確認 2 校内への通報及び避難状況等の把握	1 出火防止の呼びかけ 2 情報収集体制の早期確立
避 難 誘 導	各学級担任 (又は授業者)	1 児童の安全誘導とその管理 2 消防隊到着時の児童の事故防止	1 児童の安全措置及び避難訓練 2 火気使用器具の始末
防 護 安 全	養護教諭 用 務 員	1 使用中の電気, ガス, 危険物等の安全措置 2 防火扉の閉鎖確認	1 左に同じ 2 非常口等の確保
救 助 係	1階: 教頭 2階: 教務 食堂: 調理員	1 避難終了後の巡回及び 残留者の救出	1 左に同じ
初期消火係	男子職員 火元責任者	1 火災の初期消火 ※ 余裕がある場合は火元責任者が担当箇所を点検	1 左に同じ
応急処置係	養護教諭	1 負傷者の応急処置 (救急箱持ち出し)	1 左に同じ
搬 出 係	事務職員 教 務 教 頭 用 務 員 調 理 員 他 (手が空き次第手伝う)	1 非常用持ち出し品の搬出及びその管理 ○書類 ○印鑑類 ○学校日誌 ○保健日誌 ○校旗 ○出席簿 ○児童名簿 ○ラジオ ○自家用車の鍵 ○フロッピー類等々状況に応じて搬出	1 左に同じ